

静岡大学農学部同窓会中部支部会則

一部改正

(一部改正案 アンダーラインの箇所を太字に変える)

- 1 本会は静岡大学農学部同窓会中部支部と称し、愛知、岐阜、三重 の3ブロックに分ける。
県在住の卒業生を中心に構成する。
- 2 本会の事務所は静岡大学農学部 支部会計宅に置く。
- 3 本会の会員は相互の交流と親睦を深め、静岡大学農学部同窓会事業の推進を図ることを目的とする。
- 4 本会はその目的を達成するために2年に1回総会を開催する。また、必要に応じて臨時会合を開くことができる。
- 5 本会に次の役員を置く。
 - (1) 支部長1名
 - (2) 副支部長3名 (各ブロック 県ごとに)
 - (3) 会計1名
 - (4) 幹事若干名 (各学科及びブロック 県ごとに1名以上)
 - (5) 監事1名
- 6 役員の選出、規約 会則の改正は役員会で協議し、総会で承認する。
- 7 役員は支部運営の円滑化を図るものとする。なお支部長事故あるときは副支部長がこれを代行する。
- 8 役員の任期は2 4年とする。但し、再任を妨げない。
- 9 本会に要する費用は、会費 総会時の会費、寄付 寄付金及び助成金を以て充てる。
- 10 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日におわる。までとする。
- 11 本会の規約に定められていない事項は、役員協議の上決定する。

付 則

本会則は平成8年7月20日より施行する。

平成9年11月22日一部改正

平成15年5月10日一部改正

平成22年9月25日一部改正